

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 4月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電機（A）の発電機点検時、軸受メタルの浸透探傷検査において、摺動面に線状指示が認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	サービス建屋（1階）通報装置において、スピーカ入/切スイッチに折損が認められたため、当該スイッチを交換	D	
3	1号機	定検時管理基準適合状況チェックシート変更時、保安規定・自主保安範囲の設定変更に誤り（削除忘れ）が認められたため、当該チェックシートを改訂及び対応検討	C	
4	3号機	アラップ主排気ファン建屋換気系給気ファン（SF-1A）点検時、シャフト及び羽根に腐食が認められたため、当該シャフト及び羽根を修理	D	
5	3号機	アラップ主排気ファン建屋換気系給気ファン（SF-1A）点検時、ケーシングに腐食が認められたため、当該ケーシングを修理	D	
6	3号機	変圧器防災装置の定例試験時、「3号主変圧器放水中」表示ランプに点灯不良が認められたため、当該表示回路等を点検・修理	D	
7	3号機	エリア放射線モニタにおいて、廃棄物処理建屋操作室モニタに下限警報発生が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
8	3号機	原子炉冷却材浄化系フェイズセパレータ計装ラックにおいて、計器用電源表示ランプに点滅事象が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	3号機	弁グランド部漏えい温度記録計のヒータードレンポンプ出口弁温度指示に一時的な変動が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
10	4号機	逆先弁ピット連絡通路において、腐食が認められたため、当該連絡通路を修理	D	
11	4号機	主タービン湿分分離器ドレンタンク水位制御用のメータ（発電機出力）リレーにおいて、動作不良（チャタリング）が認められたため、当該リレーを点検・修理	D	
12	4号機	非常用ガス処理（A）系入口流量記録計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該記録計を点検・修理	C	
13	6号機	原子炉再循環ポンプ出口導電率記録計において、指示不良が認められたため、当該導電率計を点検・修理	D	
14	集中環境施設	高温焼却炉設備建屋地下2階の凝縮水タンク室南側壁において、塗装の剥離が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	その他	教育及び訓練に関する認定資格証の発行申請において、書式の誤り（旧書式）が認められたため、当該書式を訂正及び対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	その他	海生物処理設備脱水汚泥搬送コンベア用のモータ端子箱において、留めネジに腐食（4本）が認められたため、当該ネジを・取替	D	
17	その他	海生物処理設備原料ホッパ投入コンベア装置において、側面に腐食（2箇所）が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで